

上越市令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の自費解体及び撤去に要する費用の償還
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（以下「地震」という。）によって損壊した家屋等について、市に代わって自らの費用負担によって解体及び撤去（解体又は撤去に付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下「自費解体・撤去」という。）を行うことにより、生活環境の保全上の支障を除去した人又は中小企業者等に対して、民法（明治29年法律第89号）第702条の規定に基づき、自費解体・撤去に要した費用の償還（以下「償還」という。）をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災家屋等 被災建築物、被災工作物等及び災害廃棄物をいう。
- (2) 被災建築物 地震で損壊した市内に存する家屋（集合住宅を含む。）、事業所その他これらに類する建築物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等（以下「中小企業者等」という。）が所有するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 罹災証明書により証明された被害の程度が、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊である建築物
 - イ アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める建築物
- (3) 被災工作物等 被災建築物と同一敷地内に存する地震により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的被害又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境の保全上支障があると思料されるものをいう。
- (4) 被災民有地 個人又は中小企業者等が所有する市内に存する土地（被災建築物が存するものに限る。）をいう。
- (5) 災害廃棄物 地震によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が混然となり、被災民有地内に流入し、若しくは漂着したものをいう。

(償還の対象物)

第3条 この要綱に基づく償還の対象となる被災家屋等の解体及び撤去は、被災家屋等の自費解体・撤去であって、当該自費解体・撤去に係る被災建築物を所有する人若しくは中小企業

者等又は当該所有者の相続人その他の一般承継人と解体及び撤去を行う事業者との契約が令和6年1月1日から同年3月31日までに締結されたものとする。

2 前項の解体及び撤去の範囲については、被災建築物の全部を対象とするものとし、一部のみの解体及び撤去は償還対象としないものとする。

(対象者)

第4条 償還を受けることができる人又は中小企業者等は、令和6年1月1日（以下「基準日」という。）において被災建築物を所有し、かつ、第3条に該当する解体及び撤去を行った人若しくは中小企業者等又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請を行うことができる人又は中小企業者等が基準日後にやむを得ない事由により所有権が移転したときは、所有権移転後に自費解体・撤去を行った被災建築物を所有していた人又は中小企業者等が申請することができるものとする。

(償還金の額)

第5条 償還金の額は、第3条に規定する自費解体・撤去に要した費用のうち、市長が別に定める基準の範囲内で、償還の対象とするべき項目の金額の合計と、市長が当該基準に基づき積算した金額のいずれか少ない金額を上限として償還するものとする。

(申請)

第6条 償還を希望する人又は中小企業者等（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付は、令和6年2月26日から開始し、受付期限は別に定める。

(審査等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る償還の可否を決定したときは、申請者に対し、市長が別に定める通知書により通知するものとする。

2 市長は、申請書等の内容の審査のため必要があると認めるときは、現地調査その他必要な調査を行うものとする。

(償還金の交付請求)

第8条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた申請者は、市長が別に定める請求書を市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、償還の決定の一部又は全部を取り消

すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により償還を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(返還)

第10条 市長は、償還の決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された償還金があるときは、その一部又は全部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月26日から実施する。

別表（第6条関係）

書類名	備考
罹災証明書	
印鑑登録証明書	申請時点において、その交付から3月以内のものに限る。
本人確認ができる運転免許証等の身分証明書の写し	
商業・法人登記簿謄本	申請者が中小企業者等の場合に限る。 申請時点において、その交付から3月以内のものに限る。
被災家屋等の配置図及び写真（写真は、被災家屋等に係る解体及び撤去作業の施工前、施工中及び施工後の過程が分かるもの）	施工前の写真にあっては、被災家屋等の全景その他の解体及び撤去に係る対象物が特定されるものに限る。
解体及び撤去に係る見積書及び契約書の写し	
領収書その他解体及び撤去に要する費用を支払ったことを証する書類	
マニフェスト（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第7条の2第3項第3号に規定する産業廃棄物管理票をいう。）	
被災建築物に係る全部事項証明書（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第196条第1項第1号に規定する全部事項証明書をいう。以下同じ。）。ただし、当該被災建築物が	申請時点において、その交付から3月以内のものに限る。

<p>未登記であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類</p> <p>ア 当該被災建築物に固定資産税が課税されている場合 当該被災建築物に係る資産証明書</p> <p>イ 当該被災建築物に固定資産税が課税されていない場合 当該被災建築物が存する土地に係る全部事項証明書</p>	
<p>委任状</p>	<p>代理人が申請する場合に限る。</p>
<p>共有者全員の自費解体・撤去に係る償還申請に係る同意書</p>	<p>被災建築物が共有である場合に限る。</p>
<p>次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、ウに掲げる書類を除く。</p> <p>ア 所有者の死亡を証する書類</p> <p>イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本</p> <p>ウ 相続人の全員の遺産分割協議書の写し</p>	<p>所有者が死亡している場合において、被災建築物を相続する相続人が申請を行う場合又は被災建築物を相続する相続人が決まっていないが被災建築物の解体及び撤去について相続人の全員が同意している場合に限る。</p>